

# 内部統制システム構築の基本方針

制定：平成 18 年 5 月 25 日

改定：平成 23 年 2 月 21 日

(取締役のコンプライアンス体制)

## 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

本項目への対応は、以下の通り規程等に基づき、適切に行うこととする。

- ①取締役の職務執行は、「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」により、取締役会において法令・定款事項及び会社の業務執行に関する重要事項の付議決定、取締役の職務執行の監督、3 ヶ月に 1 回以上の職務執行状況の報告等、明確に規定されていること。
- ②取締役会決定に基づく事項以外の取締役の職務執行は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき個別項目ごと、明確に規定されていること。
- ③取締役は職務執行にあたり、「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」、「役員執務規程（内規）」及び「社内諸規程」において、法令及び定款をはじめとした法令遵守と役員としての責務を自覚した行動をとることが明記されていること。
- ④「公益通報者保護規程」に基づき、社員から、取締役の職務執行に関し法令違反行為が生じようとしている旨の通報を受け付けるホットライン窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る体制を構築していること。

(情報保存管理体制)

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

本項目への対応は、「文書保存規程」に基づき、次の文書等につき、適切に行うこととする。

株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、経営会議議事録、その他重要会議の議事録、稟議書、行政機関・証券取引所等への提出書類の写し

(リスク管理体制)

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

本項目への対応は、以下の方針及び規程等に基づき、適切に行うこととする。

- ①当社の業務執行に関わるリスク管理については、会社全体として把握するリスクと個別的に把握するリスクの、二つに分けた対応としている。
- ②会社全体として把握するリスクには、事業推進に伴うリスクとして、たとえば半導体需要動向による影響、主要仕入先への依存による影響、各種投資案件などがあるが、これらは多面的な検討を経て慎重に決定するため、各部門での十分な議論を経て経営会議への付議、取締役会での承認による対応とする。

- ③個別的に把握するリスクには、為替管理、与信管理、在庫管理、安全保障輸出管理、情報管理、個人情報管理、非常事態対応、環境物質管理等があるが、これらに対応する部署、規程、規則、マニュアルなどが定められており、これに従った対応とする。
- ④新たに生じた個別的なリスクに対しては、速やかに対応部署を決めて対応策を策定する。
- ⑤内部監査においても、定められたリスク管理対応の状況と新たなリスク把握に努める。
- ⑥リスク管理委員会において、会社全般に係るリスク管理の推進状況の把握と必要施策の立案などを行い、定期的に取り締役会、経営会議に報告する。

(効率的職務執行体制)

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

本項目への対応は、以下の会議・規程等に基づき、適切な管理を行うこととする。

- ①当社では執行役員制度を導入しており、各執行役員は取締役会で定めた重要業務の責任者として業務執行にあたる。
- ②「経営会議」を毎月1回、取締役会と同日に開催している。当会議は、会社経営における業務執行上の重要事項の協議及び個別経営課題の進捗等に対する情報の集約・分析並びに対応策を協議する場として、取締役、執行役員、監査役、部長にて構成している。ここでは、経営計画、組織体制、予実分析、財務状況、営業状況等につき実務的な検討が行われ、効率的な経営の意思決定に活用している。
- ③「営業会議」を毎月1回、本社・各拠点の営業グループリーダー・所長を招集し開催している。ここでは、業務執行の要である各グループの営業活動状況及び会社方針の徹底状況につき、営業部門の取締役、執行役員、部長全員出席の下、チェックする体制をとっている。
- ④上記会議などに基づく取締役会決定事項は、代表取締役会長・社長の下、担当取締役・執行役員・部長が迅速に執行しているが、これ以外の事項については、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づく、明確化された個別権限により効率的な執行を行うこととしている。
- ⑤内部監査において、業務監査の中で、計画から実行に至る経営活動の効率性を監査する。

(使用人のコンプライアンス体制)

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

本項目への対応は、以下の通り規程等に基づき、適切に行うこととする。

- ①社員は職務執行にあたり、「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」、「就業規則」及び「社内諸規程」において、法令及び定款をはじめとした法令遵守と社員としての責務を自覚した行動をとることが定められていること。
- ②社員の職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「稟議取扱規程」など、適切な

業務手続に従って行われていること。

- ③内部監査において、「内部監査規程」に基づき、毎年監査計画を立て、本社・営業拠点の内部監査を実施し、社員の業務執行状況を、業務監査・会計監査の両面からチェックを行っていること。
- ④「公益通報者保護規程」に基づき、社員から、社員の職務執行に関し法令違反行為が生じ又生じようとしている旨の通報を受け付けるホットライン窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る体制を構築していること。
- ⑤コンプライアンス等に関する社内周知として、e-ラーニング他の研修実施、マニュアルの作成・配布等による、社員への浸透を図っていること。
- ⑥コンプライアンス委員会において、会社全般に係るコンプライアンスの推進状況の把握と必要施策の立案などを行い、定期的に取り締役会、経営会議に報告する。

(グループ会社管理体制)

## 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

本項目への対応は、以下の通り規程等に基づき、適切に行うこととする。

- ①「関係会社管理規程」に従って、次の観点から管理を行うこととしている。
  - ・定期的な業務・財務状況報告に関しては、取締役会において、子会社の月次決算、当社との競業取引・自己取引、当社からの連帯債務保証の状況につき報告がされている。
  - ・役員派遣等に関しては、子会社に必要に応じて、当社役員又は社員を役員に就任または出向させる対応をとっている。
  - ・助言と指導に関しては、子会社における組織、人事、財務、投資などの重要事項の決定の前に、その報告を受け社内協議の上、必要な助言と指導を行うこととしている。
  - ・子会社の調査に関しては、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を行っている。
- ②取締役が出席する「子会社報告会」及び実務担当者による「子会社事務連絡会」を定期的に開催し、業務の進捗状況等の報告を受けるとともに、業務運営等につき意見交換・指導等を行う。
- ③財務報告に係わる適正性を確保するために「財務報告に係わる材部統制規程」に基づき必要な内部統制を整備、構築する。

(以下、監査体制関連事項)

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務を補助する社員として適切な人材を配置する。

## 8. 7. の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する社員の人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と協議する。

## 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

本項目への対応は、以下の通り規程等に基づき、適切に行うこととする。

- ①取締役会、経営会議、その他重要な会議等において、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況・結果について報告する。
- ②内部監査室の行った内部監査結果や「公益通報者保護規程」に基づく通報状況について、監査役に報告する。
- ③会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

本項目への対応は、以下の方針に基づき、適切に行うこととする。

- ①監査役の半数以上が、常に各種の専門知識を有する社外監査役である体制を確保し、独立的立場から監査活動が行える環境を整える。
- ②代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題などにつき意見交換を行い、必要があると認められる場合は、監査役監査の実効性を高める適切な措置を講ずる。

## 11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

「富士エレクトロニクス・グループ企業行動規準」の中で、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断する旨定め、対応部署において外部専門機関などから関連情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努める。

又、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除する。

以 上